

総合計画について（概要）

■総合計画とは

市が長期的な展望のもと、進むべきまちづくりの方向を見定め、それに向かって取り組んでいくための指針です。

本市が目指す将来像及び進むべき道筋を明確にすることで、その実現に向け市民と行政が目標を共有し、共に取り組むための計画とするとともに、行政運営の指針となり、分野別のまちづくりを進めるうえでの最上位の指針としての役割を果たすものです。

※ 以前は、旧：地方自治法第2条第4項の規定に基づき、総合計画を市町村議会の議決を経て策定することとされていましたが、国の地方分権改革のもと、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、現在では基本構想の法的な策定義務がなくなっています。

しかしながら、本市においては、総合計画はまちづくりの指針となる重要な計画であることに鑑み、法改正後においても総合計画を策定することとし、策定にあたっては地方自治法第96条第2項の規定に基づき、市条例において議決事件として位置付けております。なお、現在の総合計画は、令和4年3月に議決を経て策定しています。

——常陸大宮市総合計画の構成・役割——

現在の総合計画は、基本構想・基本計画・政策プロジェクト・重点事業計画で構成しています。それぞれの階層の役割については次の通りとなります。

①基本構想（未来創造ビジョン）概ね2050年（令和32年）頃まで

本市の持続的な発展を目指し、長期的な視点に立った一貫したまちづくりのビジョンを示すものです。概ね2050年（令和32年）頃を展望した長期構想（ビジョン）とし、本市の目指すべき将来像やまちづくりの基本的な理念などを掲げ、その実現に向けた施策の大綱を定めたものです。

②基本計画（未来創造アクションプラン）計画期間5年 令和4年度から令和8年度まで

基本構想を実現するために示された施策の大綱に基づいて、その実現を図るため、市が推進すべき個別施策の体系を具体的に定めたものです。

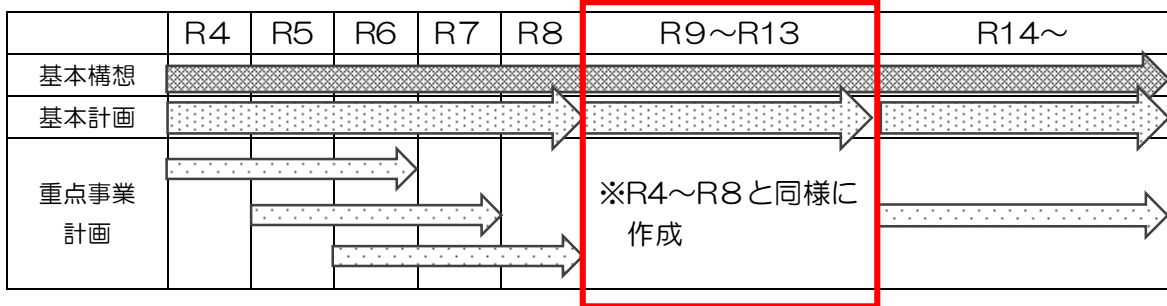
③政策プロジェクト 計画期間5年 令和4年度から令和8年度まで

基本構想で掲げた目指すべき将来像の実現に向け、基本計画の計画期間内に、部局横断的かつ総合的に取り組み、相乗的な効果を発揮させ、効果が期待できる取組を位置づけるものです。

④重点事業計画 計画期間3年

基本計画で定めた施策を実現するための具体的な事業の中から、重点的に取り組む事業として位置付けるものです。3年間を基本とし、毎年度見直しを行っています。

【参考】常陸大宮市総合計画の構成及び期間（イメージ）



※赤枠内が今回改訂及び策定となる部分

常陸大宮市総合計画の全体像

〈将来像〉

人が輝き 安心・快適で 活力と
誇りあふれるまち【現行】

基本構想

将来像実現のための考え方



輝くひとを育むまちづくり

安心・快適なまちづくり

活力と誇りあふれるまちづくり

基本計画

大綱1 未来を拓き、自分らしく輝くひとを育むまち

大綱2 だれもが安心して暮らせるまち

大綱3 自然と調和した快適で安全なまち

大綱4 みんなでつくる協働のまち

大綱5 魅力ある資源を生かした活力と誇りあふれるまち

政策プロジェクト1 常陸大宮市に「住みたい」

政策プロジェクト2 常陸大宮市で「育てたい」

政策プロジェクト3 常陸大宮市に「来たい」